

1 趣旨

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁平成30年3月策定)及び「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(県教育委員会平成30年6月策定)に基づき、ここに「千葉県立銚子商業高等学校（定時制）部活動に係る活動方針」を定める。

2 基本方針

- (1) 部活動は教育課程での取組とあいまって、生徒の「生きる力の育成」を実現する役割を果たさなければならない。よって学校の教育目標に基づき、計画的に実施するものである。
- (2) 部活動の実施にあたっては、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、適切な運営が行われるようにする。

3 目標

- (1) 部活動を通して、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、「文武両道」の実現に向け、心身を鍛え充実した生活を築こうとする主体的な態度を育てる。
- (2) 技術・競技力を向上させるだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ資質や能力を育てる。

4 部活動

- (1) 設置する部活動について
 - ①運動部バドミントン・バスケットボール
 - ②文化部軽音楽・イラスト・写真
- (2) 活動時間及び日数について
部活動は平日、週2日以内で、20時55分から21時30分までとする。
- (3) 部活動の休養日の設定
週休日等、長期休業中は原則として部活動を行わず休養日とする。
- (4) 大会参加について
部活動として参加する大会（行事）は、高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援する大会とする。その他の大会（行事）については、生徒の健康面・安全面・学習面、また保護者の同意を得て、経済的負担等に十分配慮した活動計画の下、校長が許可した場合のみ参加を認める。
- (5) その他
定期考査初日の1週間前から考査終了までの期間は部活動を行わない。ただし、大会直前であるなど特別な事情があるときには、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒・保護者の同意の下、校長の許可を得て活動することがある。

5 各部の活動方針の策定等

- (1) 校長は、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部活動顧問は「各部の基本方針」並びに「毎月の活動計画」「毎月の実績報告」を作成し、校長に提出する。

6 部活動の運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上、欠かすことのできない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 安全面の配慮

- ①部活動指導中における事故の未然防止のため、日頃から、施設・設備等の点検を実施する。
- ②事故が発生した場合は、本校の危機管理マニュアルに従い、顧問は迅速な対応をする。
- ③スポーツ医学・科学の研究成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用する。
- ④顧問は、心肺蘇生法、AED使用等の研修を受け、実践できるようにする。
- ⑤気象庁の高温注意報が発せられた場合は、熱中症事故防止から、当該地域・時間帯における屋外の運動を原則として行わない。
- ⑥万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応をする。

附則 本活動方針は、平成31年3月1日から施行する。